

# がんばろう！東北

## 特殊車両の指導・取締りを行いました。



9月30日(金)に菅里検測所(一般国道7号遊佐町菅里地内)において、酒田河川国道事務所、酒田警察署、山形運輸支局と合同で特殊車両指導取締りを行いました。

トラック運送は生活を支える重要なものですが、大型トレーラーや大型建設機械など一定の規格を超えて重たかったり、大きかったりすると、舗装や橋が早く痛んだり、他の通行の障害になったり、重大事故の原因になったりします。このような規格を超える車両が道路を通行するためには、道路管理者から道路法に基づく特殊車両通行許可を取得し、一定の条件のもと通行しなければなりません。

特殊車両の指導・取締りは、この通行許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導を行うために、車両の大きさや重さの計測、許可の有無、許可の内容どおりに運行しているかなどを調べます。

今回の指導・取締りは合計8台の特殊車両を調べて、問題無しは5台、重量超過は1台(口頭注意)、許可書不携帯は2台(警告書発出)でした。



大きさ(長さ、幅、高さ)を計る



違反者には指導・措置をする



持ち運べる重量計でトレーラーの重さを車軸ごとに計る



過積載か検測所据え付けの重量計で調べる

国道7号酒田市、遊佐町・47号酒田市、庄内町に関するお問い合わせは、国土交通省 酒田国道維持出張所 までお願いします。

住所：酒田市豊里字南沼田ノ上11-3

TEL：0234-34-2331

ホームページURL：<http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/>

平成28年10月 5日 発行  
国土交通省東北地方整備局  
酒田河川国道事務所  
酒田国道維持出張所

